

一般社団法人日本ボーイスカウト千葉県連盟 危機管理委員会規程

(目 的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本ボーイスカウト千葉県連盟（以下、「本連盟」という。）危機管理規程第12条の規定に基づき、危機管理委員会（以下「本委員会」という）を設置し、本連盟全体として危機管理を推進し、情報の共有化を図るため、必要な事項について定めることを目的とする。

(任 務)

第2条 本委員会は、理事会の下に置き、ボーイスカウト運動における活動等に支障を及ぼすあらゆる危機要因を予測し、可能な限りこれを排除、又はこれによる被害を最小限に留めるために、次の事項について策定・調整・支援することを任務とする。

（1）本連盟に存在するリスクを把握・評価し、重要度の高いリスクを抽出し対策を策定する。

（2）本連盟の常設委員会等各種委員会をはじめとして、地区及び団に対して、危機管理の側面から問題提起や調整・支援を行う。

(構 成)

第3条 本委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

- （1）委員長 1人
- （2）副委員長 若干名
- （3）委員 若干名
- （4）事務局長 幹事役

(委員長)

第4条 委員長は、理事長がこれにあたり、委員会を統括する。

(副委員長)

第5条 副委員長は、副理事長及び県コミッショナーがこれにあたり、委員長を補佐する。

(委 員)

第6条 委員は、それぞれの委員会及び各地区より選出された者並びに必要なに応じて理事長が指名した者がこれにあたる。

(開 催)

第7条 本委員会は、委員長が必要に応じて開催する。ただし、軽微な事項については、文書による回覧審議とすることができる。

(審議事項)

第8条 本委員会は、次の事項を調査・審議する。

- （1）本連盟における危機管理の方針の決定
 - ① 危機管理体制の整備
 - ② 各活動の危機管理に関する基本的な取り組み指針
- （2）本連盟としての危機管理システムの維持・改善
 - ① 危機管理に関する本連盟ルール等の起案・評価
 - ② 本連盟の危機管理活動の具体的展開の促進
- （3）危機事態発生時、これを解決するために基本的な対応策を協議、決定して対策を促進し、各委員会、地区または団との調整及び支援を行う。
- （4）その他、本連盟の活動に対する危機管理に関する事項の指導・助言

(議事録)

第9条 本委員会の議事録は、事務局が作成する。

(定期的見直し)

第10条 本規程は、定期的に3年を超えない範囲で見直しを行う。

(改 廃)

第11条 本規程の改廃の起案は、事務局が行い、理事会にて審議し決定する。

ただし、軽微な変更については、委員長の判断に基づき上記手続きの一部又は全部を省略することができる。

附 則

本規程は令和7年4月1日から施行する